



第14回 2015年1月号

野々山 宏
KCCN 副理事長
弁護士

知っていますか？

電話勧誘拒否制度（Do-Not-Call 制度）と訪問勧誘拒否制度（Do-Not-Knock 制度）

社会の情報化、高齢化によって、訪問販売や電話勧誘販売を利用した被害が多くなっています。とくに、電話勧誘販売による相談件数は最近増加しています。オレオレ詐欺、劇場型投資商品販売、健康食品送りつけ商法、遠隔操作によるプロバイダ契約など、最近の悪質商法のきっかけは電話勧誘です。

訪問販売や電話勧誘は、購入意思のない消費者の私生活に不意打ち的に入り込み、十分な情報も検討時間も無い状態で契約させる攻撃的な勧誘方法です。「不招請勧誘」と呼ばれて、私生活の平穩を害し、迷惑であり、悪質商法の温床となるなどの問題があります。このような「不招請勧誘」は、本来、原則禁止として、そのような勧誘をすることをあらかじめ同意した人だけに認めるようにすべきです。しかし、我が国では、特定商取引法の訪問購入とリスクの高い金融取引に一部だけ認められているだけです。

また、訪問販売や電話勧誘販売は、原則禁止となっていなくても、最低限、「訪問販売や電話勧誘販売はいやだ」と表明している人には禁止すべきです。「いやだ」と言っている人にまで、勧誘しても良い理由はありません。これも、本来は事前にいやだと言っておけば、勧誘してはだめだとすべきですが、我が国の特定商取引法は、事前の拒否は認めず、勧誘をされてから「いやだ」と言った場合にのみ再び勧誘をすることを禁じているだけです。これでは私生活の平穩をまもり、迷惑行為をなくすことはできず、気の弱い人ほど被害に合う危険があります。

これを解決する制度が、電話勧誘拒否制度（Do-Not-Call 制度）と訪問勧誘拒否制度（Do-Not-Knock 制度）です。

電話勧誘拒否登録制度（Do-Not-Call 制度）は、電話勧誘を受けたくない人がその電話番号の登録を行い、これをリスト化し、登録された番号への電話勧誘を法的に禁止する制度です。訪問勧誘拒否制度

（Do-Not-Knock 制度）は、訪問勧誘を受けたくない人が、戸口等に「訪問販売お断りステッカー」などで、勧誘を拒絶する表示をし、その表示のあった住居等への勧誘を法的に禁止するものです。

日弁連の行ったシンポジウムでの報告では、海外では、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イギリス、イタリア、インド、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スペイン、ノルウェー、ブラジルの州、ベルギーなど数多くの国が、電話勧誘拒否登録の制度を既に導入しているとのことです。ドイツ・オーストリアは電話勧誘原則禁止制度ととっているとのことです。

訪問勧誘拒否制度（Do-Not-Knock 制度）も、オーストラリア、アメリカ合衆国の地方自治体などで、事前の拒絶の表示を無視した勧誘を禁止し、違反した場合には行政処分・罰則の対象としているとのことです。

電話勧誘拒否制度（Do-Not-Call 制度）と訪問勧誘拒否制度（Do-Not-Knock 制度）の導入はもはや世界の大きな流れです。日本は大変遅れているといえます。これらの制度を、日本にも早く導入していく運動を展開していく必要があります。